

★ 被扶養者異動届（増）の提出について

「被扶養者異動届（増）」の届出をする場合は、添付する「現況書」に今回扶養に入る方も含む家族全員の現況を記入して下さい。ただし、個人番号については今回扶養に入る方のみ記入して下さい。子供を扶養する場合、「被扶養者異動届」の続柄欄に子ではなく、「長男」・「次男」等を詳しく記入して下さい。

★ 被扶養者異動届（減）の提出について

新年度を迎え、被扶養者の方が就職して新たに被保険者証を取得された場合などは、「被扶養者異動届（減）」の提出が必要となりますので、お忘れのないようお願いします。
なお、届出の削除日は就職した日を記入して下さい。

★ 公告について

- 任意継続被保険者の標準報酬月額
法第47条第2号ただし書に規定する、当健康保険組合の令和5年9月30日における標準報酬月額は36万円となりました。この標準報酬月額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用することとなります。

★ 事業所名称の変更について

【変更後】メッツ・ジャパン株式会社

【変更前】プレシジャパン株式会社

令和6年2月20日（変更年月日）

★ 事業所の削除

事業所名	所在地	削除年月日
株式会社小俣製作所	習志野市	令和6年2月21日

★ 人間・脳ドック利用申込書（FAX用）について

4月上旬に送付いたしました『人間ドック・脳ドックのご案内』の「人間・脳ドック利用申込書（FAX用）」の記入について、補足事項がありますので下段にてお知らせいたします。

- 事業所で巡回健康診断の実施について
 - a) 巡回健康診断を受診しない場合 ⇒ 未受診
 - b) 巡回健康診断を受診する予定の場合 ⇒ 受診予定
 - c) 巡回健康診断を既に受診した場合 ⇒ 受診済
- 利用コースについて

『人間ドック・脳ドック等契約医療機関一覧』に記載されている各医療機関の利用コースを記入してください。医療機関での申込内容と、健保組合が発行する「人間・脳ドック利用券」が相違した場合、補助金額に影響するため予約内容を正確に把握する必要があります。

（例）医療機関名：ちば県民保健予防財団 利用コース：日帰り（Ⅱ）